

物 權 法

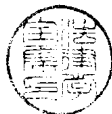
舟 橋 諄 一

法律学全集

18



有 斐 閣



法律学全集 18

物 権 法

昭和35年12月25日 初版第1刷発行

昭和45年11月30日 初版第21刷発行

著 作 者 ふな ばし じゆん いち
舟 橋 諄 一

東京都千代田区神田神保町2~17

発 行 者 え ぐさ ただ あつ
江 草 忠 允

東京都青梅市根ヶ布385

印 刷 者 白 井 倉 之 助

東京都千代田区神田神保町2~17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電話 東京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 (101) 振替口座東京 370番

本郷支店 (113) 文京区東京大学正門前

京都支店 (606) 左京区北白川追分町1

印 刷 株式会社 精 興 社
製 本 株式会社 高 陽 堂
本文用紙 王子製紙株式会社春日井工場
クロス 日本クロス工業株式会社

© 1960, 舟橋諄一. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3332-005180-8611

法律学全集

18

第三七回配本

別 巻
綜合総索引
引 換 券

全60巻分本引換券
を切り取り注意して
御使用ください。



は し が き

本書の執筆にあたっては、まず、「物権の変動」(第五)(章)の部分から始めた。物権法のうちでも、いちばんやっかいな箇所であるし、それに、旧稿「不動産登記法」(新法学全集)も多少は利用できると考えたからである。しかし、着手してみると、意外に難問が多くて手間取ったのみならず、いろいろと雑用に妨げられたりなどして、思うように進まず、やっと本格的に執筆に専念できるようになったのは、昨年の暮ごろからであった。執筆の心構えとしては、主な学説はなるべく網羅し、判例もできるだけ忠実に引用するつもりでいたが、二、三年前の執筆にかかると「物権変動」の初めの部分(約一〇〇頁くらい)などは、校正の過程でできるだけ補充したとはいえ、じゅうぶんだとはいえないようである。「物権変動」の次に、「占有権」(第六)(章)・「物権的請求権」(第四章)(第二節)という、めんどうなものに手をつけ、それから、他の部分に及んだのであるが、どの部分でも、思いがけない伏兵に出会って苦戦をした。こんなことで、執筆を始めてからずいぶん長くかかったにかかわらず、終りごろには時間的に余裕がなくなってきたので、ついに、九大法学部民法研究室の諸君の協力を求めることとした。原島重義助教授には「物権的請求権」その他のについて資料の収集をお願いし、さらに、徳本鎮助教授には「永小作権」・「地役権」および「入会権」について、また、小田島真千枝助手には「相隣関係」と「地上権」について、それぞれ草稿を執筆していただき、これに筆を加える方法をとった。なおまた、富山大学経済学部の吉原節夫助手には、前述の「物権変動」の初めの

部分について判例を追補する仕事を手伝ってもらった。

こうして曲りなりにも本書が完成したことは、まったく、前記の原島・徳本・小田島・吉原などの諸君のご協力ののおかげであり、また、有斐閣の江草社長はじめ、編集部の方のご援助のたまものである。ことに、新川編集長のたゆまざるあたたかいご鞭撻がなかったならば、今日本書の完成を見ることは不可能であったと思われる。これらの皆さんに対し、心から感謝の意を表したい。

終りに、執筆がたいへん遅れ、また、予定の紙数をはるかに超過したため、読者や有斐閣のかたがたなどに多大のご迷惑をおかけしたことに對し、深くお詫びを申しあげる。

一九六〇年（昭和三五年）一二月

著
者

目次

第一章 総説	一	第三項 登記の公示力	二四〇
第二章 物権の意義	六	第一目 対抗	二四〇
第三章 物権の種類	一六	第二目 登記なくば対抗しえない物権変動	二五
第四章 物権の効力	二三	第三目 登記なくば対抗しえない第三者	二六
第一節 優先的効力	二四	第四目 仮登記の効力	二〇三
第二節 物権的請求権	二五	第五目 登記の附随的効力	二三
第五章 物権の変動	五	第四項 登記の公信力	二五
第一節 総説	五	第三款 動産物権変動における公示	二九
第二節 物権変動を生ずる法律行為	七	第一項 引渡	二九
第一款 概説	七	第二項 引渡の公示力	三三
第二款 わが民法における物権変動を生ずる法律行為	七	第三項 占有の公信力（即時取得）	三〇
第三節 物権変動における公示	七	第四款 立木・未分離果実等の上の物権の公示（明認方法）	二六
第一款 序説	七	第六章 占有	二七
第二款 不動産物権変動における公示	七	第一節 総説	二七
第一款 不動産登記	七	第二節 占有の意義	二八
第二項 登記請求権	二二	第三節 代理占有（間接占有）	二八
		第四節 占有の態様	二五

第五節 占有の移転	三九	第二款 相隣關係	三九
第六節 占有の効果	三九	第四節 所有權の取得	三五
第一款 總 說	三九	第一款 先占・拾得・発見	三五
第二款 權利の推定	三九	第二款 添 附	三六
第三款 善意占有者の果実の取得	三九	第五節 共 有	三七
第四款 占有物の滅失毀損に対する責任	三九	第一款 總 說	三七
第五款 占有者の費用償還請求權	三九	第二款 共有の持分	三七
第六款 占有による家畜外動物の取得	四〇	第三款 全共有者の共有關係	三八
第七款 占有訴權	四〇	第四款 共有關係の対外的主張	三八
第一款 總 說	四〇	第五款 共有物の分割	三八
第二款 各種の占有訴權	四〇	第六款 準共有	三九
第三款 占有訴權と本權の訴	四〇		
第七節 占有の消滅	四〇	第八章 地上權	四〇
第八節 準占有	四〇	第一節 總 說	四〇
		第二節 地上權の取得	四〇
第七章 所有權	四〇	第三節 地上權の存続期間	四〇
第一節 總 說	四〇	第四節 地上權の効力	四〇
第二節 所有權の内容	四〇	第五節 地上權の消滅	四〇
第三節 不動産所有權の範圍	四〇		
第一款 土地所有權の上下における範圍	四〇	第九章 永小作權	四〇

第一節 總 說	四〇
第二節 永小作權の取得	四五
第三節 永小作權の存続期間	四七
第四節 永小作權の効力	四八
第五節 永小作權の消滅	四三
第一〇章 地 役 權	四四
第一節 總 說	四四
第二節 地役權の取得	四〇
第三節 地役權の効力	四三

第四節 地役權の消滅	四四
第一章 入 会 權	四六
第一節 總 說	四六
第二節 入会權の法律的性質	四六
第三節 入会權の内容	四一
第四節 入会權の効力	四五
第五節 入会權の得喪・変更	四五
主要文献	四〇
事項索引	

第一章 総説

一 民法における物権法の地位 われわれの現に住んでいる資本主義社会は、私有財産と分業の社会である。分業は、また、交換を前提とするものであるから、これをいいかえて、私有財産と交換の社会ともいえよう。法、特に私法は、この私有財産と交換に依存する社会について、その新陳代謝が円滑に行われることを保障する使命をになうものであるから、私有財産（所有）と交換とを、それぞれその法的表現たる所有権と契約という法的制度を通じて、保護する。かように、所有権と契約を中心として私有財産と交換関係を規律する法が、私法、ないし——その一般法たる——民法であり（舟橋・民法総則一頁以下）、そして、そのうち、所有権に関する法が、物権法といえるであろう。もっとも、これをさらに詳しくいえば、物権法は、(a)所有権、およびその部分権能権（地上権などの用益物権と抵当権などの担保物権を含む）、ならびに、(b)直接に所有権移転ないし物権変動を生じさせる契約に関して、これらを規律することを主眼とする法である。つまり、所有権ないし物権とそれに接する契約とに関する法なのである。かくて、物権法は、その社会的作用から見て、所有権ないし物権への到達の手段として、間接に所有権ないし物権の取得と結びついているにすぎないいわゆる債権的契約を中心とする債権法と、対立的に考えられるわけである。

二 物権法の内容

(1) 物権法の中心をなすものは、民法第二編物権（二七五以下）であるが、それには、総則・占有権・所有権・地上権・永小作権・地役権・留置権・先取特権・質権・抵当権の一〇章が含まれている。（イ）総則では、物権法定主義（五七）、物権の変動（一七六条ないし一七八条）、および物権の消滅原因のうちの混同（九七）について規定しているが、これらのうち、物権の変動に関する規定

は、直接に所有権の移転を生ずる物権的契約(所有権移転を目的とするいわば間接的な債権的契約とは、異なる)、およびその公示方法に関するものを中心とするが、社会的にも法律的にもきわめて重要な意義を有するにかかわらず、条文はわずか三カ条にすぎないから、これを補うため、無数の判例が現われている。民法の規定のうちで、おそらく最も判例の多い部分の一つであろう。本書でも、これに、いちばん多くの紙数を費している。(ロ) 占有権(条以下)は、ある物を占有、すなわち事実上支配していることに對して、法が、いろいろの効果の発生——たとえば、時効取得・占有訴権・善意占有者の果実取得——などを認めているが、これら諸効果の発生する源泉として想定されたものが、占有権である。したがって、一般に物権が、ある物を現に支配していると否とを問わず、それを支配しうる権利、すなわち觀念的な権利であるに對し、占有権は、これと異なり、現に支配している事実にもとづいてのみ認められる権利である。(ハ) 所有権(条以下)は、ある物を全面的に、すなわち、ある物の有する使用価値、したがってまた、その交換価値の全部につき、これを全面的に支配しうる権利であって、民法は、これを、「物ノ使用、収益及ビ処分ヲ為ス權利」(二〇条)だとしている。それが、社会的に見て、私有財産制度の支柱であることは、さきにも述べたとおりである。(ニ) 地上権(条以下)・永小作権(条以下)・地役権(条以下)、および、独立の章にはされていないけれども民法の規定のうちに定めのある入会権(二九四条。ただし、その地盤が入会権者に属するときは二六三条。)は、用益物権と総称される。所有権の内容をなす使用収益権能、つまり使用価値支配権能の一部が、所有権から分離されて独立の権利とされたものである。だから、用益物権は、他人の所有物の上の権利であって、この意味で、他物権であり(ただし、將來もし自分の所有地の上に自分が借地権を有すること(自己借地権)が認められるならば、それは他物権ではない)、また、所有権のように全面的でなく限られた範囲における支配権である点で、制限物権である。(ホ) 留置権(五五条)・先取特権(三〇三条以下)・質権(三四条以下)・抵当権(三六九条以下)は、担保物権と総称される。それが担保物権であるのは、債権担保、つまり債権弁済の確保を目的とするからであり、また、それが物権であるのは、所有権の内容をなす使用価値、したがってまた交換価値に對する全面的支配権能のうち、交換価値に對する支配権能の全部または一部だけが分離されて、これに對

する独立の支配権となつてゐるからである（担保物権の典型的なものは、抵当権（二六九条以下）であり、これに反し、留置権（二九五条以下））。かくて、債権者は、債務者が任意に弁済をしなかつたときは、かようにすでに獲得してゐる交換価値をもつて、自己の債権の弁済にあてうるわけである。なお、担保物権も、他人の所有物の上に成立するから、他物権であり（ただし、もしドイツ民法のように所有権ではない）、また、限られた範囲での支配権であるから、制限物権でもある。

(2) 民法物権編以外にも、実質的には物権法に属する特別法がある。そのうち、(イ) 物権一般および用益物権に関するものとしては、借地権を定める借地法が特に重要であり、そのほか、借家法、不動産登記法、立木に関する法律、などがある。また、(ロ) 担保物権に関するものとしては、いわゆる財団抵当を認める工場抵当法・鉱業抵当法・鉄道抵当法などが重要であるが、その他、企業の総財産の上の担保権を認める企業担保法や、動産抵当を認める農業動産信用法・自動車抵当法・航空機抵当法・建設機械抵当法なども、注目すべきであろう。さらに、(ハ) 一般の物権法と密接な関係があるものとしては、鉱業権・租鉱権などを定める鉱業法、漁業権を定める漁業法などがあり、(ニ) 商事に関するものとしては、商法の規定で、留置権・質権などにつき、民法に対する特則が定められている（商五二一条など）。その他、(ホ) 物権法が有体物に対するのと異なり、非有体的利益に対する排他的支配権、すなわち、特許権・著作権・商標権などを定める特許法・著作権法・商標法なども、広い意味では、物権法に属するものといえよう。特許権・商標権などは、工業所有権ないし産業的財産権と呼ばれるが、これに著作権を加えて、無体財産権と総称される。これらは、社会的に見て、きわめて重要な権利である。

(3) 以下には、物権法の法源として、民法物権編以外で物権法に關係ある特別法ないし特別規定のうち、主なものをあげる（なお、かっこ〔 〕内は、廃止法令。分類は、我妻・二五頁以下にならうた）。

(イ) 物権一般および用益物権に関するもの

- (a) 民法施行法(明治三一年)(三五条)
 - (b) 不動産登記法(明治三二年)(法二四号)、「土地台帳法(昭和三二年)(法三〇号)」、「家屋台帳法(昭和二年)(法七二号)」
 - (c) 地上権ニ関スル法律(明治三三年)(法四九号)
 - (d) 建物保護ニ関スル法律(明治四二年)(法四〇号)
 - (e) 借地法(大正一〇年)(法四九号)、借家法(大正一〇年)(法五〇号)、民事調停法(昭和二六年)(二四号)、(借地借家調停法(大正一一年)(法四一號)、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二年)(法一六号)、「借地借家臨時処理法(大正一三年)(法一六号)」
 - (f) 農地法(昭和二年)(法二七号)、「小作調停法(大正一三年)(法一八号)」、「農地調整法(昭和一三年)(法六七号)」、「自作農創設特別措置法(昭和二年)(法四三號)」
 - (g) 立木ニ関スル法律(明治四二年)(法二二号)、立木登記規則(明治四三年)(司法省令五)
 - (h) 外国人土地法(大正一四年)(法四二号)
 - (i) 遺失物法(明治三二年)(法八七号)
 - (j) 土地収用法(旧法明治三三年法二九号、新法昭和二六年法二一九号)
 - (k) 温泉法(昭和二年)(法二五号)
- (ロ) 担保物権に関するもの
- (a) 公益質屋法(昭和二年)(法三五号)、質屋営業法(昭和二五年)(法一五八号)、電話加入権質に関する臨時措置法(昭和三三年)(法一三八号)
 - (b) 鉄道抵当法(明治三八年)(法五五号)、軌道ノ抵当ニ関スル法律(明治四二年)(法二八号)、工場抵当法(明治三八年)(法五四号)、鉱業抵当法(明治三八年)(法五五号)、漁業財団抵当法(大正九年法)、道路交通事業抵当法(昭和二七年)(法二〇四号)
 - (c) 企業担保法(昭和三年)(法一〇六号)
 - (d) 抵当証券法(昭和六年)(法一五号)
 - (e) 農業動産信用法(昭和八年)(法三〇号)、自動車抵当法(昭和二六年)(法一八七号)、航空機抵当法(昭和二八年)(法六六号)、建設機械抵当法(昭和九年)(法九七号)
- (ハ) 一般の物権法と密接な関係あるもの

(a) 鉱業法(旧法明治三十八年法四五号、新法昭和二年法二八九号)

(b) 森林法(旧法明治四〇年法四三三号、新法昭和二年法二四九号)

(c) 漁業法(旧法明治四三年法五八七号、新法昭和二年法二六七号)

(d) 河川法(明治二九年、道路法(大正八年、法五八号)

(e) 土地改良法(昭和二年、都市計画法(大正八年、法三六号)、土地区画整理法(昭和二年、政令二二九号)、土地区画整理登記令(昭和三年、政令二二九号)、(特別都市計画法(昭和二年、法二九号)

(f) 信託法(大正二年、担保附社債信託法(明治三八年、法二二二号)

(三) 商事に関するもの

商法中、留置権(商五一条・五二条・五五)、質権(前五一条)、船舶債権者の先取特権(商八四二条以下)、船舶抵当権(商八四八条以下)についての特例

(ホ) 無体財産権に関するもの

(a) 特許法(旧法大正一〇年法九六号、新法昭和三年法一二二号)、実用新案法(旧法大正一〇年法九七号、新法昭和三年法一二三号)、意匠法(旧法大正一〇年法九八号、新法昭和三年法一二五号)

(b) 著作権法(明治三二年、法三九号)

(c) 商標法(旧法大正一〇年法九九号、新法昭和三年法一二七号)

(4) これらのうち、担保物権に関する民法および特別法については、柚木・担保物権法(本全集)に、また、借地・借家関係の法については、星野・借地・借家法(本全集)に、不動産登記手続に関しては、幾代・不動産登記法(本全集)に、それぞれその説明を譲り、その他、農地、漁業権、工業所有権、著作権などに関する法については、それぞれ、加藤(本全集)、山畠(上同)、豊崎(本全集)、山本(本全集)などの諸教授の論述に譲ることとし、本書では、民法物権編中の、物権総則・占有権・所有権および用益物権に関する規定を中心として、必要な範囲でこれに関連する特別法にも触れながら、説明を進めていくこととしたい。

第二章 物権の意義

一 総説

(1) 物権とは何か、したがってまた、物権と債権との区別はどこにあるかという問題は、古くから論ぜられ、しかも、いまなお、解決のつかない問題であるといえよう。それは、現行法的であると同時に、法史的なものであり、法律的前提下と同時に、社会的・経済的なものだからである。⁽¹⁾しかし、ここでは、わが現行民法の解釈として一般に考えられているところに従って、説明するにとどめたい。

(1) この問題について、文献は、数多くあるが、さしあたり、ここでは、フレデリック・ジュオン・デ・ロングレー (Frédéric Jolion des Longrais) 「対物権と対人権——比較法制史的研究」(福井編訳・仏蘭西法学の諸相二七頁以下)、安田「物権の本質」(志林四二巻一・二・五・七・八号、四三巻一・三・四号中、特に一・二・五号、川島・理論四四頁以下、川島・九五頁以下、などをあげるにとどめよう。〔なお、本書公刊後私見も若干進展させたものとして、舟橋編「注釈民法」(6)物権(1)三頁以下、特に四頁以下(舟橋)参照〕。

(2) 物権は、一定の物を直接に支配しうる権利、ないし、一定の物について直接に利益を享受しうる権利だとされる。これに対して、債権は、物との関係では、特定の人を介して間接に物を支配する権利であり、さらに一般化・抽象化すれば、特定の人に対してその行為を請求しうる権利だとされる。だから、物権は、人と物との関係ないし対物権であるに對し、債権は、人と人との関係ないし対人権だともいわれるのである。ただし、もともと権利は、社会関係すなわち人と人との関係においてのみ認められるものであるから⁽²⁾川島・八九頁、安田・前掲志林四、物権が人と物との関係だとか、物に対する権利だとかいうと、いかにも背理を主張しているように見えるけれども、ここにいるのは、物権が、かような構成内容を有

するものとして、社会的に——すなわち人と人との関係において——權利として認められるという意味である。

以下には、まず、(イ) 物權の内容、すなわち物權が物を直接に支配しうる權利として構成されていること、次いで、(ロ) 物權の客体、すなわち物權が特定・独立の有体物を目的としていることについて、説明する。

二 物權の内容

(1) 物權は、一定の物を直接に支配しうることを内容とする權利である。直接に支配しうることは、他人の行為の介在をまたずに、直接に物から一定の利益を享受しうることをいう。

(イ) 權利内容の実現につき、他人の行為の介在を要しない点で、物權は、債權と区別せられる。^(二)たとえば、住宅を建てるために他人の土地を借りる場合に、物權たる地上權^(二六五)によるときは、借地人は、その權利の存続期間中は、その利用目的の範圍内では、あたかも土地所有者と同様に、土地を直接に利用しうる權能を有し、その利用につき他人^(主地)の行為の介在を必要としないけれども、これに反し、債權たる賃借權^(六〇)によるときは、借地人の有する權利の内容は、他人たる地主に対して土地利用の許与という行為を請求しうることにあり、現に土地を利用しているのは、土地の利用許与という債務が履行されていることの反射的效果にすぎず、したがって、地主が第三者に土地の所有權を譲渡するようなことがあると、地主はその債務を履行することが不能になって、借地人も、土地利用の權能を失うこととなる。もっとも、不動産賃借權については、現実には、民法^(五八)および特別法^(建物保護一條、借地一條・二條・八條、借家一條・二條・一〇條)により、物權化が行われており、将来さらにこれが強化されようとする傾向にあり^(現在進行中の借地借家法の改正は、この方向に向っているよ、詳しくは、本全集の星野・借地・借家法を参照)、したがって、前記の設例は、説明の便宜上、債權の理論的純粹型と物權とを對比させたものであることに注意すべきである。

(二) 權利内容実現のために他人の行為の介在が必要かどうかということによって、物權と債權とを区別するとき、物權の内容のうちには「処分」しうる權能を含み^(所有權につき二〇六条)、そして、商品所有權を念頭に置くならば、その処分というのは、当然に、売

買譲渡による交換価値の実現を意味することとなり、しかも、売買は他人の行為の介在なくしては行われえないから、物権といえども、権利内容の実現について他人の行為の介在を必要とするのではないかという反駁が、予想される。これに対しては、(a)処分というのは必ずしも売買によるとはかぎらないのであって、その物を物質的に毀滅すること(過剰生産されたコーヒーを海中に棄て去るの類)なども含まれるから、処分すること自体については他人の行為の介在を必要とせず、ただ、処分の一つの方法として、他人の協力が必要とする売買譲渡を選ぶことがありうるだけだ、と説明するか、あるいはまた、(b)債権について債務者の行為を請求しうるというのは、いわば債権の使用価値の実現をいうわけだから、物権についてもその使用価値の実現たる「使用、収益」(所有権につき二〇六条)の点についてだけ、相互に対比すべきであるう、したがって、他人の行為の介在の要否も、この対比においてのみ論議されるものと解するか、するよりほかなさそうに思われる。その前提たる理論の再検討と併せて、将来の研究に譲ることとしたい。

(ロ) 物権の内容として享受される物的利益は、物権の種類によっていろいろ異なる。そこで、これを標準として物権の種類を大別すると、――

(a)物の使用価値および交換価値の全部を全面的に享受ないし支配しうる権利(用・収益および処分しうる権利) 所有権が、これに当る。

(b)物の使用価値の一部(したがって、その範囲における交換価値)を享受ないし支配しうる権利(物を限られた範囲で使用する権利) 地上権・永小作権・地役権・入会権などの用益物権が、これに属する。

(c)物の交換価値の全部または一部を享受ないし支配しうる権利(物を処分して換価しうる権利) 特別の先取特権・質権・抵当権などの担保物権が、これに属する。留置権(二九五条以下)は、明文上は物権とされているけれども(物権編の第七、章として規定)、民法で規定されたその権利内容から見ると、物権というよりも、むしろ物権的な抗弁権にすぎない(ただし、物の使用価値(使用収益)はもちろん、交換価値をも、支配するものとは認められないからである)。また、一般の先取特権(三〇六条以下)も、民法上は物権の一種とされているようであるけれども(物権編第八章のうちに規定)、流動する「総財産」(その他、三三六条参照)。

の上の権利であつて、特定の物ないし財産につきその使用価値ないし交換価値を排他的に支配しているものとは認められないから、その実質において、物権とはいえない。もっとも、競売開始決定により差押の効力が生ずるときは(民訴六四四条准用)、特定の物ないし財産につき一種の支配状態が生ずるけれども、このことは、通常の債権による場合についても起ることであつて、物権たるの特質にもとづくものとはいえない。たかだか、一般の先取特権の存在する場合には、配当に際してその被担保債権に優先順位が与えられるにすぎないのである。企業担保権も、「一体として」の「総財産」を目的とする点で(企業担保一条。なお、同(三)条・三七条以下も参照)、一般の先取特権の場合とは多少の差異はあるにしても、やはり、同じく流動する総財産の上の権利であるから、同様のことがいえるであらう。

(2) 物権の排他性

(イ) 物権の内容が物の直接支配にあるとするならば、ある物的利益につき、ひとたびある人のために支配が成立すると、同一物的利益については、もはや他の人の支配を認めることができなくなるわけであつて、これを物権の排他性という。これを法律的にいえば、同一物上に互に相容れない内容の物権が二個以上同時に成立することは、法律上不可能だとされることを意味する(八頁以下)。

排他性は、物権が支配権であるという本質から、当然に導き出される性質である。債権は、これに反し、同一物の給付を目的とするときでも、同時に二個以上が併存しうるのであつて、債務者は、いよいよ履行する時になつてどの債権者に履行するかを決定すればいいわけであるから、債権には排他性がな(ただし、債権でも、物権化されれば、排他性を取得すること)。(ロ) 物権の排他性は、第三者に影響するところが大きいので、物権の現状(がありうる。たとえば前述の不動産質権におけるごとし)。

を外部から知りうるような手段を講ずることが、必要であり、このためにあるのが、登記・占有などの表章をもつてする公示方法であるが、その必要は、直接には、物権の優先的効力との関連において生ずる(後述二四頁以下参照)。

三 物権の客体

特定した独立の物であることが必要である。これを分説すれば――

(1) 物権の客体は、原則として、物であることを要し(三〇六条)、したがつて、有体物であることを要する(八五)。